

NPO 法人日本腹膜透析医学会認定指導看護師・認定指導臨床工学技士制度規則

第1章 総則

第1条 NPO 法人日本腹膜透析医学会（以下「本学会」という）は、腹膜透析に関連する医学と医療の進歩に即応した優秀な看護師および臨床工学技士の養成をはかるとともに、透析医学の向上発展を促し、国民の福祉に貢献することを目的として、本学会認定指導看護師および認定指導臨床工学技士（以下「認定指導看護師・認定指導臨床工学技士」という）制度を施行する。

第2章 認定指導看護師・認定指導臨床工学技士制度委員会

第2条 本学会は前条の目的を達成するため、認定指導看護師・認定指導臨床工学技士制度委員会（以下「委員会」という）を置き、認定指導看護師・認定指導臨床工学技士制度の実施および改善に関わる審議を行う。

2 委員会は、理事長の指名する担当理事および本学会評議員（以下「評議員」という）より構成する。

第3条 理事長は委員会および本学会理事会（以下「理事会」という）の議を経て、委員長を本学会の評議員の中から指名し委嘱する。

第4条 認定指導看護師・認定指導臨床工学技士制度規則（以下「規則」という）の施行に関して、委員会によって決定された事項は、理事会の承認を得て、本学会ホームページおよびその他によって会員に公示する。

第5条 理事長は委員会委員にふさわしくない行為があったとき、または特別の事情のあるときは、理事会の議を経て解任することができる。

第3章 認定指導看護師・認定指導臨床工学技士

第1節 資格認定要件

第6条 認定指導看護師または認定指導臨床工学技士は次の各項の資格をすべて満たす者であること。

- 1) 日本国の看護師（准看護師を含む）免許証、または臨床工学技士免許証を有し、医療職としての人格および識見を備えていること。
- 2) 本学会の正会員であること。
- 3) 本学会が認定する教育研修医療機関での研修を修了し、認定可の評価を得ていること。

4) 前号の研修修了後、腹膜透析基礎セミナーを受講していること。

第2節 資格認定の通知

第7条 理事長は、教育研修医療機関での研修にて認定可の評価を得て、その後の腹膜透析基礎セミナーを受講した看護師または臨床工学技士に資格認定証を授与する。

第3節 認定資格の喪失

第8条 認定指導看護師または認定指導臨床工学技士は次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付し、認定資格を辞退したとき。
- 2) 正会員の資格を喪失したとき。

第9条 理事長は、認定指導看護師または認定指導臨床工学技士としてふさわしくない行為のあったときは、委員会および理事会の議により、認定指導看護師または認定指導臨床工学技士の認定を取り消すことができる。

- 2 認定資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より30日以内に委員会に異議を申し立てることができる。

第10条 委員会は、認定資格喪失の異議申し立てに対して、30日以内に委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。

- 2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための委員会に出席し、異議の理由を述べることができる。
- 3 理事長は、委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。

第4章 規則の変更と疑義の処理

第11条 この規則は、委員会の議を経て、理事会の承認を得なければ変更することはできない。

第12条 この規則の施行について疑義を生じたときは、該当事項を委員会で処理し、処理困難な事項は、理事会の議により決する。

第5章 罰則

第13条 罰則は次の各項に定めるものとする。

- 1) 認定指導看護師または認定指導臨床工学技士が不正行為による資格取得など認

定指導看護師・認定指導臨床工学技士医制度への信用を著しく傷つける行為をした場合、認定資格の取り消しをすることができる。

- 2) 罰則に不服を生じた者は、決定通知の日付より30日以内に委員会に異議を申し立てることができる。
- 3) 1) は委員会および理事会の議により執行することができる。

附則

1. 腹膜透析教育研修医療機関は2023年3月1日以降、腹膜透析連携認定医、認定指導看護師および認定指導臨床工学技士の教育研修医療機関とする。
2. 腹膜透析教育研修医療機関に関する規則については、腹膜透析認定医・連携認定医制度規則にしたがう。
3. この規則は、2023年3月1日から適用する。